

全国の流域治水プロジェクトの取組が令和4年度に着実に進んでいます。令和5年度も、流域関係者の協働により地域の早期の安全・安心の確保に引き続き取り組んでまいります。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

農地・農業用施設の活用



令和3年度末 437市町村
令和4年度末 502市町村

↓
65市町村増加

山地の保水機能向上
および
土砂・流木災害対策



・ 治山対策等の実施箇所数

令和4年度実施分
1,433箇所 ※1

・ 砂防関係施設の整備数
令和4年度完成分
216箇所 ※1
(実施中は973箇所)

立地適正化計画における
防災指針の作成



令和3年12月末 29市町村
令和4年12月末 110市町村

↓
81市町村増加

避難のためのハザード
情報の整備



・ 洪水浸水想定区域の指定河川数

令和3年12月末 1,763河川
令和4年 9月末 4,032河川

↓
約2,300河川増加

・ 内水浸水想定区域図の作成団体数 ※2

令和3年11月末 81団体
令和4年 9月末 122団体

↓
41団体増加

高齢者等避難の
実効性の確保



・ 避難確保計画の作成済みの施設数

(洪水)
令和3年9月末 77,595施設
令和4年9月末 99,149施設

↓
約21,600施設増加

(土砂)
令和3年9月末 14,924施設
令和4年9月末 18,433施設

↓
約3,500施設増加

(参考)

戦後最大洪水等に
対応した河川の整備



令和2年度 約66%
令和3年度 約67%
令和4年度 更新作業中

流出抑制対策の実施



令和3年度実施分 4,353施設 ※1
令和4年度実施分 更新作業中

高齢者等避難の
実効性の確保



・ 個別避難計画を作成（全部又は一部）
済みの市町村数

令和4年1月末 1,167市町村
令和5年1月末 更新作業中

※1: 累計ではなく、単年度の実施箇所数

※2: 全国の作成団体数

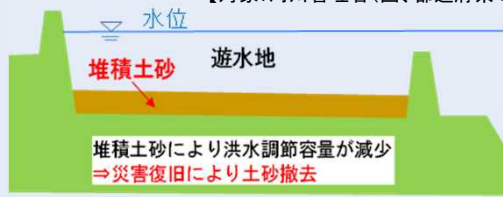
○浸水の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、遊水地の機能の早期復旧等の河川分野だけでなく、下水道やまちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充。

① 特定都市河川指定後の都道府県による計画策定への支援 【水管理・国土保全局】

- 特定都市河川の指定後、速やかに「流域水害対策計画」を策定し、流域のハード・ソフトの取組を計画的に実行するため、都道府県が行う計画策定を支援
 - ※R5から5年間の時限措置
 - 【対象：都道府県】
- 併せて、今後5年間における特定都市河川指定等について、R5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表

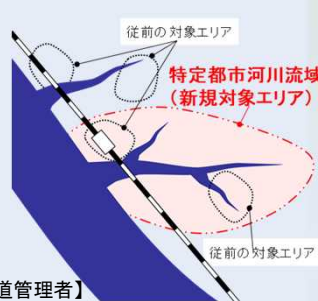
② 災害復旧による遊水地の堆積土砂撤去 【水管理・国土保全局】

- 遊水地へ湛水し、一定規模の堆積量が認められる場合、災害復旧にて土砂撤去が可能に
 - 【対象：河川管理者（国、都道府県等）】



③ 特定都市河川流域における下水道整備への支援 【水管理・国土保全局】

- 「下水道浸水被害軽減総合事業」の対象エリアに特定都市河川流域を追加
 - 【対象：下水道管理者等】
- 雨水貯留浸透施設の整備について交付対象となる施設規模要件を緩和
 - 【対象：下水道管理者】



④ 貯留機能保全区域における排水施設や環境整備への支援 【水管理・国土保全局】

- 区域に貯まった水の早期排水が可能となるよう地方公共団体の行う排水施設の整備を支援
 - 【対象：地方公共団体（市町村、都道府県）】
- 環境改善のため、耕作放棄地や用水路における土砂掘削等を河川管理者が行うことが可能に
 - 【対象：河川管理者（国、都道府県）】



〈ハード・ソフトが一体となった流域治水の取組イメージ〉



⑤ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進 【水管理・国土保全局】

- まちづくり連携砂防等事業を拡充し、まちづくりと砂防事業の計画が一体的に策定されている居住誘導区域等において重点的に土砂災害対策を実施し、防災まちづくりを推進
 - 【対象：都道府県】

⑥ 事前防災のための防災集団移転促進事業の推進 【都市局】

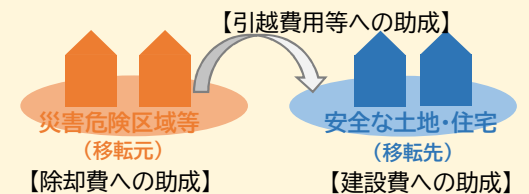
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進
 - 【対象：市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）】

⑦ 災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる推進 【都市局】

- 都市構造再編集集中支援事業について、居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業における防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域からの移転支援を強化
 - 【対象：市町村等】

⑧ がけ地近接等危険住宅移転事業の制度拡充による移転促進 【住宅局】

- 危険住宅の除却等費に係る補助限度額を拡充し、ハザードエリア内に存する危険住宅の移転促進を強化
 - 【対象：市町村（原則）】

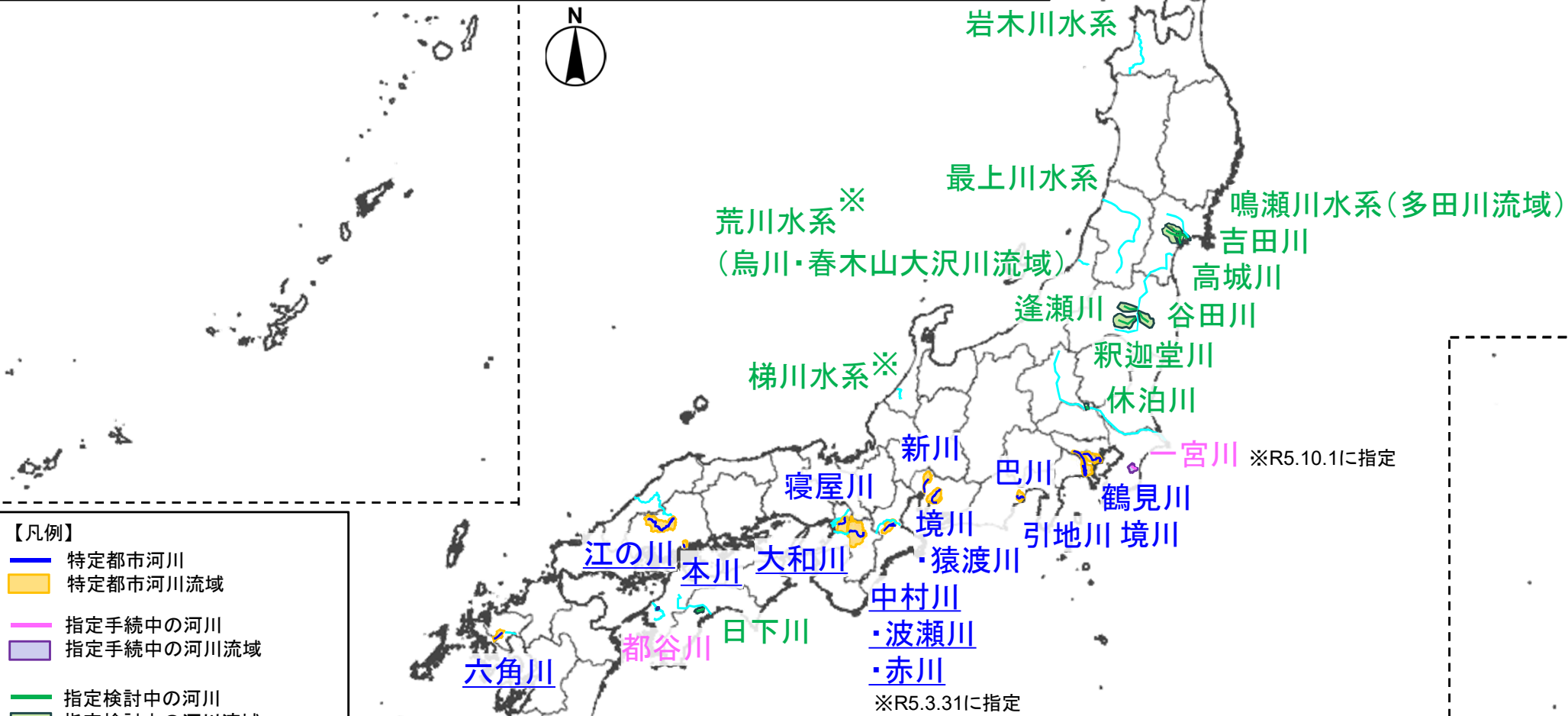


特定都市河川の指定等の状況(令和5年3月末時点)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**13水系168河川**が指定されている



【凡例】

- 特定都市河川
- 特定都市河川流域
- 指定手続中の河川
- 指定手続中の河川流域
- 指定検討中の河川
- 指定検討中の河川流域

※は「流域治水関連法等の活用」を検討中の河川

白地図(国土地理院)を加工して作成
 河川名の下線は流域治水関連法施行後に指定された河川
 検討中の河川とは、指定等の検討を対外的に公表・説明している河川であって国で把握しているものを表示
 水系が記載された河川は水系内の指定対象について検討中(本川直轄区間のみ表示)

流域治水施策集 ～「流域治水」の実践に向けて、流域の関係者に共有・活用します～

〈流域治水施策集の特徴〉

- ① 施策の実施主体別の目的・役割分担等がわかるよう一覧で整理
- ② 流域治水の実践において参考となるよう、各施策の概要・推進上のポイント等を取りまとめ
- ③ 令和5年3月にVer2.0に更新。Ver1.0の内容に加え、山地や海岸における対策やコラム等の追加を実施



流域治水施策集

流域治水の役割分担

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等	予算・税制	Page
洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引込・放水路、ダム・遊水池、輪中堤	●河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 百段ダム建設事業 水資源機構事業等	p17
	#2 ダム事前放流	●ダム管理者	河川法、個別の法令等 (海軍事業法、土壌改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	別水ダム治水機能施設整備補助 固定資産税の特例措置	p18
津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂搬送による砂浜の保全・高潮)	●海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業 等	p19
洪水氾濫の防止 (排水元管理者の責任で対策・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p11
内水の排除 (排水元管理者の責任で対策・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減対策事業 等	p12
	#6 排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者 等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災対策事業 等	p13
河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水施設・ポンプ(普通河川水路)	●施設管理者	-	-	-	p14
	#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 建築に関する法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p15
市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減対策事業 大規模雨水処理施設整備事業 等	p16
農地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人	下水道法、特定都市河川浸水被害対策法 建築に関する法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減対策事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p17
	#11 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災対策事業 水利施設管理強化事業 等	p18
農地等の浸水の防止	#12 「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業の旨とする多面的機能の発揮の促進 に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金 等	p19
	#13 土砂・洪水氾濫対策	●国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防事業 等	p20
土砂・洪水氾濫の防止	#14 流域治水対策	●国・都道府県	砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に発生する洪水の対策計画 森林・林業基本計画 等	砂防事業 治山事業 等	p21
森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	●国・都道府県・市町村 ●森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画 等	森林整備事業 治山事業 等	p22
貯留機能の保全(浸水の貯留)	#16 貯留機能保全区域	●都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p24
新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	●都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p25
既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#18 災害危険区域	●市町村・都道府県	建築基準法(建築物の洪水被害防止)	-	-	p26
	#19 住宅等の防災改修 (高上げ・ビロイ化等)	●市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修事業	p27
既存の住居に対し、 移転を促す	#20 住居の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に定める 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p28
防災まちづくり	#21 住居の個別移転	●市町村	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p29
	#22 居住誘導区域、防災地帯	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生特別措置法	コンパクトシティ形成支援事業 都市再生特別措置法中核事業 等	p30
防災まちづくり	#23 防災まちづくり推進土砂災害対策	●国・都道府県・市町村	砂防法 都市再生特別措置法 等	立地適正化計画 市町村管理権 等	まちづくり連携砂防事業 等	p31

流域治水施策の実施主体別の目的・役割分担等一覧化(目次)

(流域治水施策集 ホームページURL:
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html)

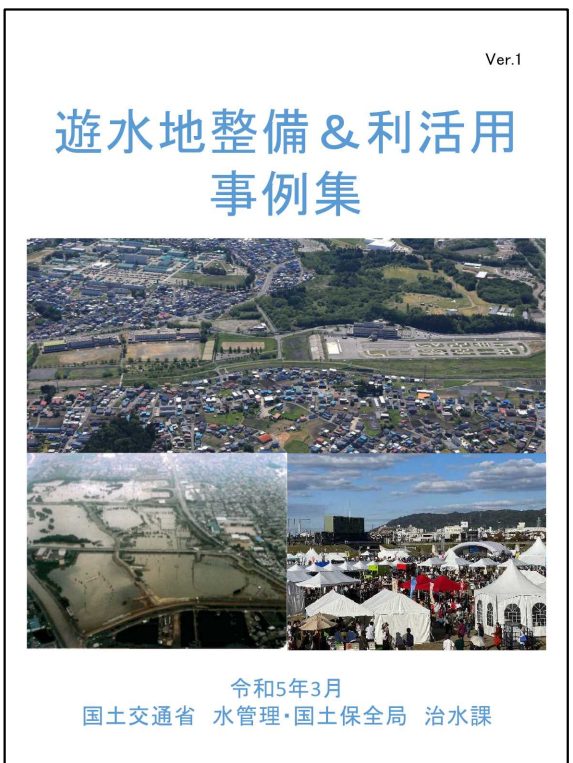
流域関係者による施策の具体化・実践

「流域治水」の本格的な実践に向けて、遊水地を整備する際に活用されるよう、事業の概要・支援制度・遊水地内の上面利活用の事例等を分かりやすく簡潔にまとめました。

パンフレット・事例集(水管理・国土保全局)

https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/index.html

表紙



目次

- I 遊水地とは
- II 遊水地事業への支援制度
- III 耕作者への支援制度(農林水産省)
- IV 遊水地上面利活用の事例

I 遊水地とは

I 遊水地とは

遊水地の種類と整備の方法

遊水地の事業用地の整備方法は、大きく分けて2つの方法があります。

地役権補償方式

- 地役権補償方式とは、土地所有者が現在の土地利用を行いながら、さらに、河川管理者が必要な補償を実施したうえで、遊水地として使用する権利を設定する方法です。
- 地役権が設定されると、盛土などの行為が制限されます。

全面買取方式

- 全面買取方式とは、用地を買収し、現地盤を掘り下げて容量を確保する方法です。
- 地役権補償方式に比べ、必要となる面積が少なくなります。

IV 遊水地上面利活用の事例

淀川水系恩智川 花園多目的遊水地 大阪府

【花園多目的遊水地の概要】

- ・花園多目的遊水地は、大阪府の遊水地と東大阪市の総合公園(花園中央公園)が一体となった施設。
- ・遊水地内に仕切堤を設け、3つのゾーンに区分。公園の利用形態にあわせて、洪水の規模により段階的に貯留するなどの工夫を実施。
- ・「ラグビーの聖地」と呼ばれる東大阪花園ラグビー場も隣接しており、公園利用者は年間約49万人。継続的かつ日常的に賑わいを生み出すエリアになっている。

【河川名】 淀川水系恩智川

【所在地】 大阪府東大阪市松原南から吉田

【平常時利用】 占用者(東大阪市)が公園として利用

【活用事例】 公園、地震時の防災避難地 等

■施設に関する問合せ 大阪府河川室河川整備課計画G TEL 06-6943-7409

■HP <https://www.pref.osaka.lg.jp/ne/sougoutisui/hanazono.html>

■施設概要 (完成年度) 平成13年度 (面積) 14.1ha (貯留容量) 32万m³ (治水強度) 1/1.4~1/30 (平常時利用) 都市公園

■施設写真

■断面図

洪水はまずAゾーンに貯留し、さらに必要な場合はBゾーン、Cゾーンに貯留します

	治水貯留量 (万m ³)	積込地面積 (ha)	貯留容量 (万m ³)	治水強度
全体	50	14.1	32	
Aゾーン(野球場)	3.4	3.4	9.2	1/1.4
Bゾーン(芝生広場)	5.6	5.6	13.7	1/10
Cゾーン(多目的球技広場)	1.9	3.3	1/30	
Cゾーン(野球場)	3.2	5.8	1/30	

■活用状況の写真

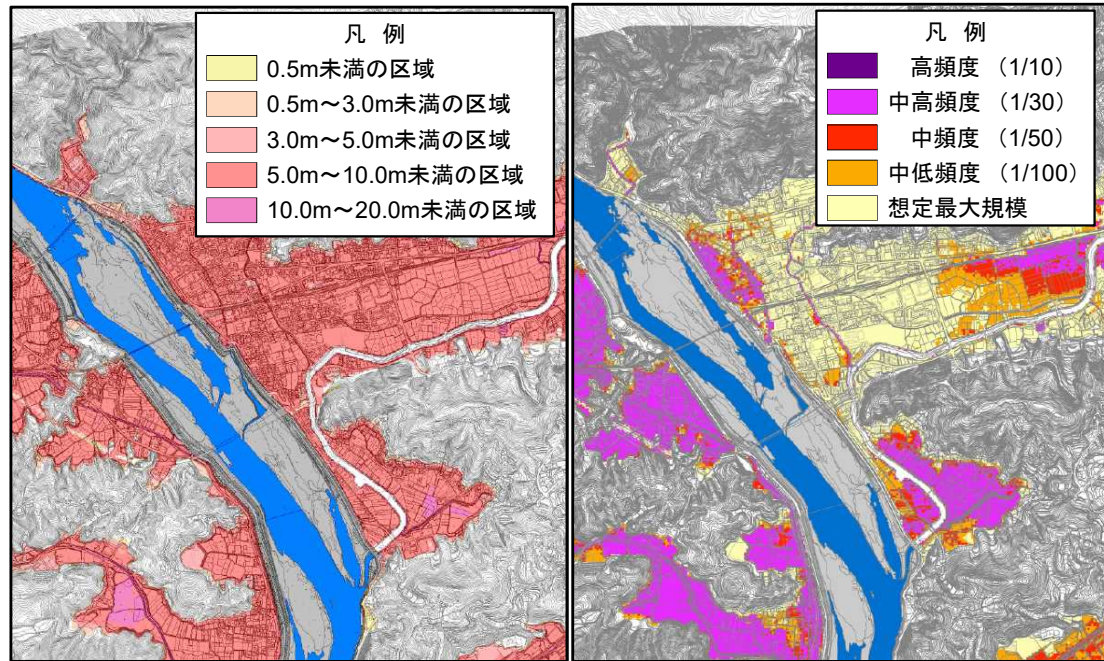
平常時の利用、地域イベントの開催状況

■維持管理・地域振興の工夫

- ・遊水地範囲の整備については、大阪府が用地取得して整備。
- ・遊水地は河川区域に指定されており、公園管理者の東大阪市の管理が占用。
- ・日常の維持管理は東大阪府が実施し、出水時、堤防や池床部の清掃等は大阪府が実施し、安全確認完了後、東大阪市の日常管理に移行。
- ・整備および管理にあたっては、費用負担や管理区分を府市で協定を締結して実施。

○ 国土交通省では、土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択など、流域治水の取り組みを推進するため、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した水害リスクマップ(外水氾濫)を作成・公表。

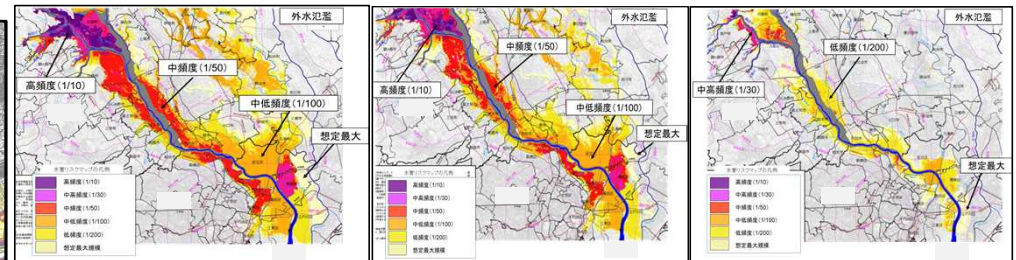
洪水浸水想定区域図と水害リスクマップ



洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)

水害リスクマップ
(浸水深3m以上(1階居室浸水相当以上))

水害リスクマップの見方・活用例



浸水する範囲

浸水深50cm以上
(床上浸水相当以上)

浸水深3m以上
(1階居室浸水相当以上)

<3つの図面を並べて比較>

- **【土地利用や住まい方の工夫に利用する場合】**
⇒居住スペースや1階をピロティ構造にするなど、建築構造の参考にするなどの活用が考えられる。
- **【企業立地選択等に利用する場合】**
⇒浸水頻度の高い場所への施設の立地を避けるほか、浸水確率を踏まえて事業継続に必要な資機材を2階以上に移動する、止水壁を設置するといった対策の検討に活用することが考えられる。
- **【水災害リスクを踏まえたまちづくり・避難所設置に利用する場合】**
⇒立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用などが考えられる。

取組状況

○ 最悪の事態を想定して命を守るという観点から、避難が必要となる場所と安全な場所を把握することを目的としている。

○ 降雨の発生確率ごとの浸水範囲を表示することで、中小規模の洪水でも比較的浸水しやすい場所が把握できる。

○ 全国109の一級水系において、国管理河川の水害リスクマップ(外水氾濫)を公表済。また、水害リスクマップをまとめたポータルサイトを開設。



浸水被害の把握

ヘリによる調査

リアルタイム性

- ・悪天候時に調査不可
- ・夜間調査不可



痕跡調査

機動力

- ・広範囲の調査不可
- ・多数の人材確保
- ・専門の技術者が必要



【既存の技術】

ワンコイン浸水センサ

センサの特徴

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ

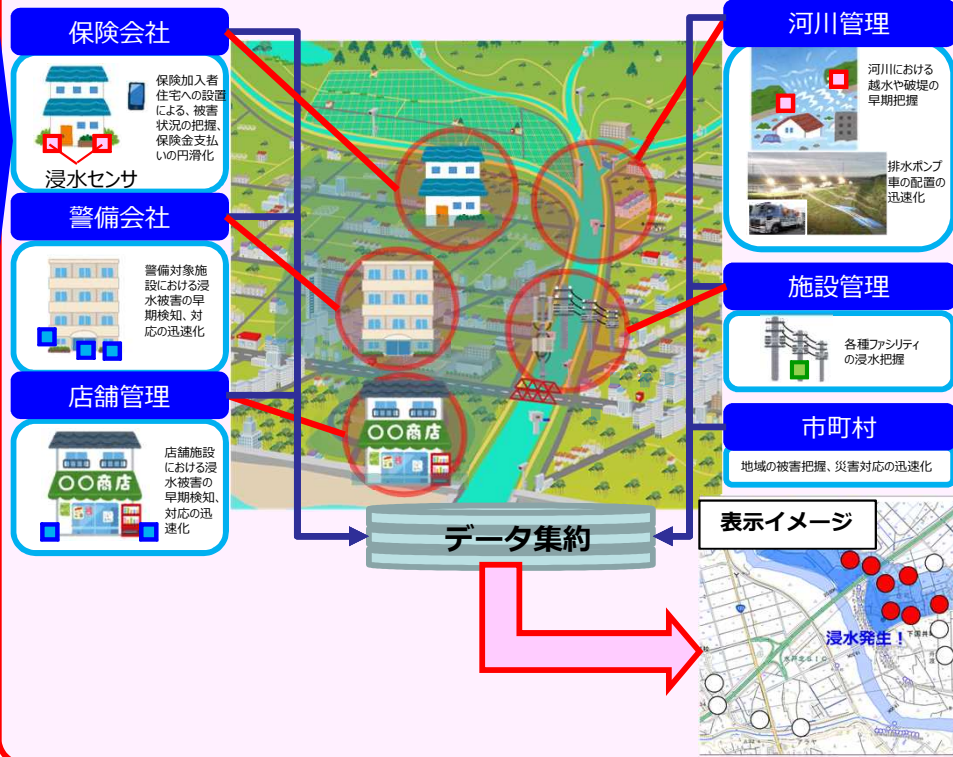


実証実験に用いている3種類の浸水センサ

- ・小型
- ・低コスト
- ・長寿命

官民連携による浸水域把握イメージ

堤防の越水・決壊などの状況や、地域における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサを企業や地方自治体等との連携のもと設置し、情報を収集する仕組みを構築



【技術開発】

活用イメージ

【災害時】

- ・早期の人員配置
- （道路冠水による通行止め
避難所の開設 等）
- ・ポンプ車配置の検討

【復旧時】

- ・罹災証明（自治体等）の簡素化・迅速化
- ・保険の早期支払い
- ・災害復旧の早期対応

など

スケジュール

令和3年11月～

- ・実証実験準備会合を開催
- ・実証実験に向けてセンサの仕様や実施内容を検討・確定

令和4年3月～

- ・実証実験参加企業の公募

令和4年出水期以降～

- ・モデル自治体において、国・自治体・民間企業等にてセンサを設置し、実証実験を開始
- ・必要に応じ、エリアを拡大

(実証実験モデル自治体)

- 愛知県岡崎市
- 兵庫県加古川市
- 兵庫県南あわじ市
- 徳島県美波町
- 佐賀県神埼市

- 国土交通省では、林野庁と連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生の抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画の策定を推進しているところ。
- その計画を踏まえ、森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

林野事業との連携概要

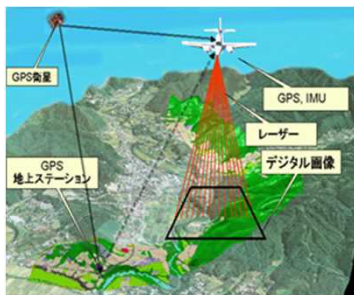
○林野庁と連携した流域流木対策

- ・ 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

流域流木対策計画

- ・ 流木発生ポテンシャル量
- ・ 治山対策等による流木発生抑制量
- ・ 砂防施設による必要捕捉量

林野庁の事業による流木の発生抑制を踏まえた砂防施設の最適な施設配置計画を策定



○対策例

【生産エリア: 林野庁】



適正な森林管理の実施

【流下・氾濫エリア: 国土交通省】

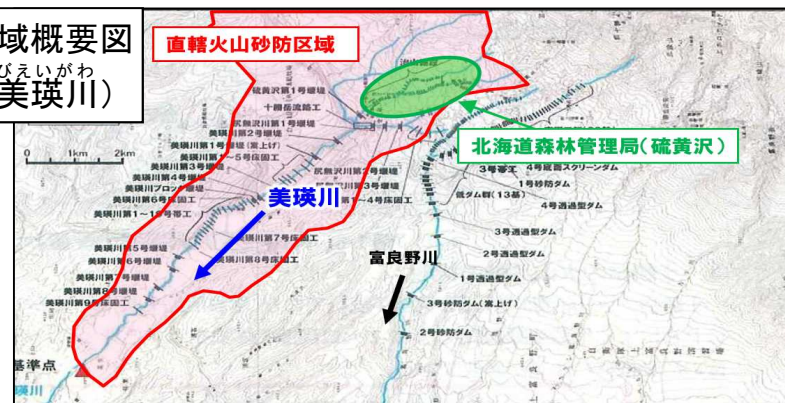


流木捕捉効果の高い砂防堰堤の設置

令和4年度の取組状況

- ・ 全国において林野庁と連携した流域流木対策を検討していく中で、石狩川上流直轄砂防事業(美瑛川: 北海道美瑛町)では、^{びえいがわ} 先行的に取組を実施。
- ・ R4年度は、美瑛川において、R3年度から設置された学識経験者を委員とする流木対策検討委員会での検討結果を踏まえ、全国に先駆けて流域流木対策計画を石狩川上流直轄砂防事業の事業計画に反映。それにより、林野事業と砂防事業が一体となって流域における流木対策を実施することとなった。

流域概要図
びえいがわ
(美瑛川)



- ・ R5年度以降、美瑛川に続き、全国の流域において砂防事業と治山事業が一体となった流域流木対策計画の策定をより一層推進していく。